

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

令和6年7月9日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称および代表者の氏名ならびに住
所

名 称 東日本旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 喜 勢 陽 一

住 所 東京都渋谷区代々木二丁目2番2号

名 称 秋田ステーションビル株式会社
代表取締役社長 鈴 木 万寿夫

住 所 秋田県秋田市中通七丁目2番1号

(2) 大規模小売店舗の名称および所在地

名 称 秋田駅ビル

所在地 秋田県秋田市中通七丁目1番2号

(3) 変更した事項

ア 建物設置者の代表者氏名

(ア) 変更前 東日本旅客鉄道株式会社

代表取締役社長 深 澤 祐 二

変更後 東日本旅客鉄道株式会社

代表取締役社長 喜 勢 陽 一

(イ) 変更前 秋田ステーションビル株式会社

代表取締役社長 高 木 浩 一

変更後 秋田ステーションビル株式会社

代表取締役社長 鈴 木 万寿夫

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称および住所ならびに法人にあつては代表者の氏名

変更の内容については縦覧に供する関係書類のとおり

(4) 変更年月日

ア (3)ア(ア)に関する事 令和6年4月1日

イ (3)ア(イ)に関する事 令和6年6月26日

ウ (3)イに関する事 令和6年5月15日

(5) 変更理由

ア (3)アに関する事

建物設置者の代表者氏名に変更が生じたため

イ (3)イに関する事

小売業者の入替により変更が生じたため

2 届出年月日

令和6年6月26日

3 関係書類の縦覧場所および期間

(1) 縦覧場所

秋田市産業振興部商工貿易振興課

(2) 縦覧期間

令和6年7月9日から同年11月9日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

4 意見書の提出先

秋田市産業振興部商工貿易振興課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

- (1) 意見を述べる者の氏名および住所
- (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見を述べる理由